

日本学生支援機構給付奨学金（定期採用）及び授業料等免除の出願について

1. 給付奨学金制度の趣旨等について

給付奨学金案内（以下、「案内」）「知っておいてほしいポイント」参照（2ページ）

日本学生支援機構給付奨学金は、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」）の一つとして、返還不要な奨学金を支給されるとともに、授業料等免除を受けることができる

2. 給付奨学金支給額および授業料等免除額について

給付奨学金支給額：「案内」14ページ参照 授業料等免除額：「案内」24ページ参照

3. 新制度の支援要件及び選考基準について ※詳細については「案内」6～13ページ参照

以下の要件についていずれにも該当する者

- (1) 大学等への入学時期等に関する要件
- (2) 学業成績等に係る基準
- (3) 家計に係る基準
- (4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

4. 学業成績等に係る基準について ※詳細については「案内」8ページ参照

- (1) 新1回生 「表1」在籍年数「入学後1年を経過していない人」欄

学業成績等に係る基準①～③のいずれかに該当する者

- (2) 新2回生以上 「表1」在籍年数「入学後1年以上を経過した人」欄

次の①か②のいずれかに該当し、【廃止】の区分に該当しない者

①累積単位による GPA（平均成績）^{※1}等が上位 1/2 以上^{※2}であること

GPA の計算方法：

※1 $GPA = \frac{\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目の GP}^{\text{※3}}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$ の総和

※2 教育学部生全体での順位又は学年・専攻別での順位

※3 GP=グレードポイント（秀4、優3、良2、可1、不可0）

②次の（ア）（イ）いずれにも該当すること

（ア）累計の修得単位数が標準単位数^{※4}以上である場合

※4 標準単位数 = 卒業必要単位数 ÷ 修業年限 × 申請者の在学年数

（1回生終了時：34単位、2回生終了時：68単位、3回生終了時：102単位）

（イ）学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる場合

5. 家計の経済状況に関する要件（収入及び資産についての要件）

収入・所得の上限額の目安：「案内」9ページ参照

※日本学生支援機構 HP に掲載の進学資金シミュレーターで支援区分の推定可能

6. 申請の流れ

申請の流れは「別紙イ」参照。申請期間は下表のとおり。

期間	新1回生 4月18日(月)～21日(木)
	新2回生以上 3月28日(月)～31日(木)
時間	8:30～17:00(ただし、12:30～13:30を除く。)
場所	学生課①番窓口 ※海外留学中の学生を除き、郵送等による提出は受け付けない。
注意	【申込期間に提出できない場合】 <u>特別な理由により、上記期日までに学生本人が申請できない場合は、必ず事前に学生課へ連絡すること。事前に連絡が無く、期間中に申込みしない場合は、いかなる理由であっても一切申込みを受け付けない。</u>

7. 家計急変者を対象とした支援について

予期できない事由(生計維持者の死亡、事故又は病気、失職、災害に被災した場合や新型コロナウイルス感染症の影響など)により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合は、家計急変採用に申請できる場合があるので、事由が発生してから3か月以内のなるべく早い時期に事前相談に来ること

8. 申請書類について

「別紙ロ」及び詳細については「案内」18～21ページ参照

(1) 給付奨学金確認書を作成する前に注意事項と記入例を確認すること

(2) 「大学等への修学支援の措置に係る学修計画書」は全員提出

(3) スカラネット入力下書き用紙(以下、「下書き」)の注意事項

(ア) 「あなたは専攻科または別科に在学していますか」(「下書き」4ページ参照)
→ 「いいえ」で回答

(イ) キャンパスのある住所は次で入力(「下書き」5ページ参照)

〒612-0863 京都府京都市伏見区深草藤森町1番地

※〒612-8522は自動入力不可

(ウ) 自宅外通学の注意(「案内」14ページ及び「下書き」5ページ参照)

※4月時点で5要件に1つも該当無し→自宅外でも自宅通学(またはこれに準ずる)

(エ) 給付奨学金の受給の停止(「下書き」6ページ参照)

他団体の給付奨学金受給者は、日本学生支援機構の給付奨学金との併給可否を、大学又は団体等に確認すること

大学経由で申請した奨学金⇒大学に確認 個人申請の奨学金⇒各団体に確認

(オ) 生計維持者と一人親家庭の考え方(「案内」12ページ及び「下書き」14ページ参照)

離婚調停中ではないが、父又は母が別居中で支援が一切無い場合は要相談

(カ) 資産の額(「案内」11ページ及び「下書き」14ページ参照)

申請時点の現金(タンス預金含む)、預貯金、金銀、投信、証券、仮想通貨等の合計
住宅ローン、借金や今後の支出予定(クレジット等)で相殺してはいけない

9. 給付奨学金支援区分の決定時期及び支給方法について（「案内」16 ページ参照）

6～7月頃に決定し、奨学生本人の口座に原則、毎月振り込まれる

10. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額について（下表及び「案内」15 ページ参照）

給付奨学金を受給する場合、第一種奨学金の貸与月額は、申込時に選択した貸与月額（又は既に貸与中の月額）に関わらず、下表のとおり調整される。※第二種奨学金は併用可能

第一種奨学金貸与月額の変更表

支援区分	第一種奨学金貸与月額	
	自宅通学（月額）	自宅外通学（月額）
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円	13,800円
	(25,000円)	

※カッコ内の金額は生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人

11. 採用後の手続き等（「案内」22 ページ参照）

給付奨学金継続手続き（適格認定）について

(1) 学業等の適格認定

原則、学年末に学業状況を確認し、【廃止】又は【警告】の処置となる

【廃止の基準】

- ①修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合
- ②修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合
- ③履修科目の授業への出席率が5割以下である場合など、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合
- ④警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合

【警告の基準】

- ①修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合（【廃止】の基準②を除く）
- ②当該年度のGPAが下位1/4（教育学部生全体での順位又は学年・専攻別での順位）の範囲に属する場合
- ③履修科目の授業への出席率が8割以下である場合など、その他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合（【廃止】の基準③を除く）

※「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しない

(2) 家計の適格認定（基準：採用時の家計の経済状況に関する要件と同じ）

【資産】毎年春に申告により実施、基準外の場合は10月から1年間支給停止

【所得】毎年夏に日本学生支援機構がマイナンバーで所得状況を確認、10月から支援区分見直し

12. 令和4年度前期授業料等免除の申請について

別紙「令和4年度前期 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の出願要項【学部生】」を参照し、A様式1を提出すること

13. 新制度に関する諸手続きについて

- ・ 諸手続きの方法は、説明会及び学生課①番窓口にて説明する
- ・ 説明会等の時期は、掲示でお知らせをする
- ・ 諸手続きを行わなかった場合、給付奨学金や授業料等免除の受給資格を失うことがある
- ・ 申請書類の不備及び補足として追加資料の提出が必要な場合には、電話・LiveCampus（メール）等で連絡をすることがあるので、速やかに対応すること

14. その他

虚偽の申請は採用取消、支給金額の140/100を一括返金し、授業料等免除の資格喪失となる
不明点は申請者本人が問い合わせすること

<問い合わせ>

学生課①番窓口（Tel:075-644-8559）

受付時間8:30~12:30、13:30~17:00

<土・日・祝日・夏季休業、年末年始を除く>